宮崎県企業局異工種建設工事共同企業体取扱試行要領

令和4年7月15日工務管理課

(趣旨)

第1条 この要領は、宮崎県企業局が発注する特定建設工事等の契約に係る入札参加者の 資格等に関する要綱(令和元年11月29日定め。以下「要綱」という。)第12条の規定に基 づき、宮崎県企業局(以下「局」という。)が発注する建設工事及び設計・施工一括発注 (以下「建設工事等」という。)に係る互いに異なる工事種別の入札参加資格を有する企 業により結成される異工種建設工事共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるもの とする。

(定義)

- 第2条 この要領において使用する用語の意義は、要綱において使用する用語の例による。
- 2 この要領において「異工種建設工事共同企業体」とは、局が発注する複数の工事種別を 融合した特定の建設工事等の受注を目的として、互いに異なる入札参加資格を有する企 業により結成される特定建設工事共同企業体をいう。

(対象工事)

- 第3条 異工種建設工事共同企業体を入札に参加させることができる建設工事等(以下「対象工事」という。) は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 総合評価落札方式(技術提案評価型)試行要領(令和元年11月29日)又は設計・施工一括発注方式(価格競争型)試行要領(令和2年4月1日)に基づいて複数の工事種別を融合した技術提案を求める建設工事等
 - (2) 発注工事を構成する複数の工事種別について、異工種建設工事共同企業体の構成 員が各々分担することによって施工が可能となる工事
- 2 前項各号に該当しない建設工事等にあっても工事内容より異工種建設共同企業体の入札参加を認めることが適当と認められる場合においては、企業局技術審査会設置要綱(平成15年9月1日定め)に規定する技術審査会及び企業局入札参加資格審査要領(昭和56年6月20日定め)に規定する入札参加資格審査会の審査(以下「審査会の審査」という。)を経て、対象工事とすることができる。
- 3 第1項に該当する建設工事等の中で、工事の規模及び技術的難易度又は過去の工事実績から、対象工事を確実かつ円滑に施工することができると認められる場合には、異工種建設共同企業体により行わせる競争に当該単体有資格業者を参加させることができるものとする。

(構成員の数)

第4条 異工種建設工事共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とし、工事ごとに宮崎県企業局長(以下「局長」という。)が定めるものとする。

(構成員の組合せ)

第5条 異工種建設工事共同企業体の構成員の組合せは、対象工事ごとに設定する有資格業者であって、異なる業種のものによる組合せとする。なお、対象業種が入札参加資格要綱第7条第2項に規定する等級区分に応じた格付けを行う業種(以下「格付業種」という。)にあっては、A級以上に格付けされた有資格業者による組合せであるものとするが、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定の適用を受ける工事においては、等級区分の指定を行わないこととする。

(構成員の要件)

- 第6条 異工種建設工事共同企業体のすべての構成員は、次の各号の要件を満たすものとする。ただし、各構成員は、対象工事について他の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。
 - (1) 対象業種に係る建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年を超えていること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年に満たないものであってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
 - (2) 対象工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、かつ、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
 - (3) 対象業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(出資比率)

第7条 異工種建設工事共同企業体の各構成員の出資比率は、構成員において決定するものとする。

(代表者の選定方法)

第8条 異工種建設工事共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)は、構成員において決定された者とするものとする。

(結成方法)

第9条 異工種建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(資格審査申請等)

- 第10条 局長は、異工種建設工事共同企業体を入札に参加させようとするときは、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を公告するものとする。
 - (1) 異工種建設工事共同企業体が参加できる入札である旨及び当該工事名
 - (2) 工事場所
 - (3) 工事の概要
 - (4) 入札参加資格審査申請書の受付期間及び受付場所
 - (5) 異工種建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の技術的要件
 - (6) 入札参加資格審査申請に必要な書類
 - (7) 認定資格の有効期間
 - (8) その他必要と認める事項
- 2 入札参加資格の認定に係る申請を行おうとする異工種建設工事共同企業体は、次の各 号に掲げる書類を所定の日までに局長に提出しなければならない。
 - (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(別記様式第1号)
 - (2) 特定建設工事共同企業体協定書(乙) (別記様式第2号)
 - (3) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し
 - (4) 同種工事施工実績調書(別記様式第3号)
 - (5) 主任(監理)技術者の資格・工事経験調書(別記様式第4号)
 - (6) その他入札参加資格の認定に必要と認める資料

(資格審査等)

- 第11条 局長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに審査を行い、審査の結果、 この要領の規定に基づく要件を満たしていると認められるときは、当該異工種建設工事 共同企業体を有資格業者として認定するものとする。
- 2 前項に規定する認定を受けた異業種建設工事共同企業体は、要綱第7条第4項に規定する建設業者等有資格業者名簿に登載されたものとみなす。
- 3 発注工事の予定価格に対応した等級を各構成員に求めることを原則とする。なお、特に 必要と認められる場合には、工事の内容や入札参加可能業者数などを勘案して緩和する ことができるものとする。
- 4 局長は、第1項の規定による審査の結果、入札参加資格の認定をしなかった者については、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査結果通知書(別記様式第5号)によりその旨を代表者に通知するものとする。

(有効期間)

第12条 異工種建設工事共同企業体の有効期間は、入札の結果、局が契約を締結した異工種建設工事共同企業体(以下「契約企業体」という。)を除き、当該契約が締結されたとき

をもって終了するものとする。

2 契約企業体の有効期間は、契約に係る対象工事の完成後3月を経過した日までとする。 ただし、当該期間満了後であっても当該工事につき契約不適合責任がある場合には、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。

附則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

様式第1号(第10条関係)

特定建設工事共同企業体入札参加資格審查申請書

年 月 日

企業局長 殿

共同企業体の名称 構成員 所 在 地 商号又は名称 代表者氏名

> 構成員 所 在 地 商号又は名称 代表者氏名

> 構成員 所 在 地 商号又は名称 代表者氏名

このたび、下記工事の共同請負による競争入札に参加するため、特定建設工事共同企業体を結成したので、関係書類を添えて入札参加資格の認定に係る審査を申請します。 なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 構成員の名称等

構成員の名称	許可を受けている建設業					
一 	許可番号	許可年月日	許可業種			
	_					
			1			
	_					
	_					

2 工事の内容等

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事期間

様式第2号(第10条関係)

○○○○○特定建設工事共同企業体協定書(乙)

(目的)

- 第1条 当特定建設工事共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。
 - (1) 宮崎県企業局発注に係る〇〇建設工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。 以下「建設工事」という。) の請負
 - (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当特定建設工事共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体(以下「企業体」 という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、○○○○年○○月○○日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 3月を経過するまでの間は解散することができない。
- 2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地 ○○県○○市○○町○○

商号又は名称 ○○○○株式会社

代表者〇〇〇〇

所 在 地 ○○県○○市○○町○○

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社

代表者〇〇〇〇

所 在 地 ○○県○○市○○町○○

商号又は名称 ○○○○株式会社

代表者〇〇〇〇

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、○○○○○○を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及 び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払 金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものと する。

(分担工事額)

- 第8条 各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部に つき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるも のとする。
 - 〇〇工事

商号又は名称 ○○○○株式会社

〇〇工事

商号又は名称 ○○○○株式会社

〇〇工事

商号又は名称 ○○○○株式会社

2 前項に規定する分担工事の価額については、次条の運営委員会にて別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員を持って運営委員会を設け、第1条に規定する建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗 を図り、請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

- 第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。
- 2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が 協議するものとする。
- 3 前 2 項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従 うものとする。
- 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が第1条に規定する建設工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

- 第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合において は、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。
- 2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき、種類又は品質に関して 契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ず るものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものと

する。

○○○○株式会社外○社は、上記のとおり○○○○特定建設工事共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自所持するものとする。

年 月 日

商号又は名称

代 表 者

印

商号又は名称

代 表 者

囙

商号又は名称

代 表 者

印

同種工事施工実績調書

工(工種・工法を指定する場合)

会社名		

		T
	工 事 名	
エ	発注機関名	
事	施工場所	(都道府県名・市町村名)
名称	契 約 金 額	
等	工期	
	受注形態等	単体/JV(出資比率)
エ		
事概		
要		

- 備考 1 入札公告の「施工実績に関する事項」に掲げる要件を満たす工事の施工実績を 記載すること。
 - 2 記載した工事についてコリンズの竣工登録をした登録内容確認書(工事カルテ) の写しを添付すること。ただし、コリンズの竣工登録をしていない工事等について は、請負契約書の写しその他の当該工事の内容が確認できる書類及び発注者の証明 書その他の引渡しが完了したことが確認できる書類を添付すること。
 - 3 共同企業体 (JV) での施工実績を記載する場合において、コリンズの竣工登録 をしていない工事等については、JV協定書の写しを添付すること。
 - 4 JVの各構成員についてこの調書を作成すること。

主任(監理)技術者等の資格・工事経験調書

会社名

配置	予 症	技	術	者 氏	名									
生	年		月		日		年	Ē.	月	日	(歳)		
採	用	年		月	日									
最	終		学		歴									
法令によ	る資材	各 · 免	許	資格の	名称									
(資格者				取得年。	月日									
を添付す	⁻ るこ	と)		登録番	等号									
	エ		事		名									
	発	注	機	関	名									
工	施	エ		場	所			(;	都道府	県名	• 市町村名	፭)		
工事経験	契	約		金	額									
験	工				期	左	丰	月	日	\sim	年	月	日	
の概要	従	事		期	間	左	丰	月	日	\sim	年	月	日	
要	従	事		役	職	現場代理	人/主作	任(監	理)技術	村者/そ	その他()
	Т	事		内	容									
_	手	持工	事	の有	無				あり		なし			
手持工事の	工		事		名									
工	発	注	機	関	名									
	従	事	役	職	名		監理	建技 術	· 者/ 主	E任技	術者/現	場代理	人	
状 況	引渡	完了検査	查)予	定年月日										
174	備				考									

- 備考 1 入札公告の「施工実績に関する事項」に掲げる要件を満たす工事の経験を記載すること。
 - 2 記載した工事についてコリンズの竣工登録をした登録内容確認書(工事カルテ)の写しを添付すること。また、コリンズの竣工登録をしていない工事等については、請負契約書の写しその他の当該工事の内容が確認できる書類及び発注者の証明書その他の引渡しが完了したことが確認できる書類を添付すること。ただし、当該工事が同種工事施工実績調書に記載した工事と同一のものである場合、登録内容確認書(工事カルテ)等の添付を要しない(以下、次項において同じ)。
 - 3 共同企業体 (JV) での施工実績を記載する場合において、コリンズの竣工登録をしていない工事等については、JV協定書の写しを添付すること。
 - 4 手持工事とは、配置予定技術者が開札日において監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事している施工中の他の工事(民間を含む。)をいう。手持工事には、国、都道府県、市町村発注工事に加え、民間事業者等発注工事を含むものとし、また、随意契約等による小規模な工事も含むものとする。なお、手持工事の引渡(完了検査)日が本工事の開札日以降となる場合、備考欄に対応等を記入すること。
 - 5 複数の配置予定技術者を申請する場合は、契約日までに1名を選択すること。なお、契約締結後の配置技術者の変更は、 当該技術者の死亡、退職又は休職の場合を除き、原則として認めないので留意すること。
 - 6 配置予定技術者の要件確認書類として、健康保険被保険者標準報酬決定通知書又は住民税特別徴収税額通知書の写しのほか他に指示する資料並びに監理技術者にあっては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を添付すること。
 - 7 J Vの各構成員についてこの調書を作成すること。
 - 8 施工実績を求めていない場合は、「工事経験の概要」欄を記入する必要はない。

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査結果通知書

宮崎県企業局長 回

年 月 日付けで申請のあった下記工事に係る入札参加資格について、審査 の結果、資格の認定をしなかったので、通知します。

記

エ	事	名	
エ	事場	所	
共	所 在	地	
同	商号又はタ	名称	
企	代表者母	氏名	
業	所 在	地	
体	商号又はク	名称	
\mathcal{O}	代表者母	氏名	
構	所 在	地	
成	商号又はク	名称	
員	代表者母	氏名	
認定	ぎしない理	里由	